

第 8 5 号 議 案

大阪府豊能地区教職員人事協議会の設置に関する協議の件

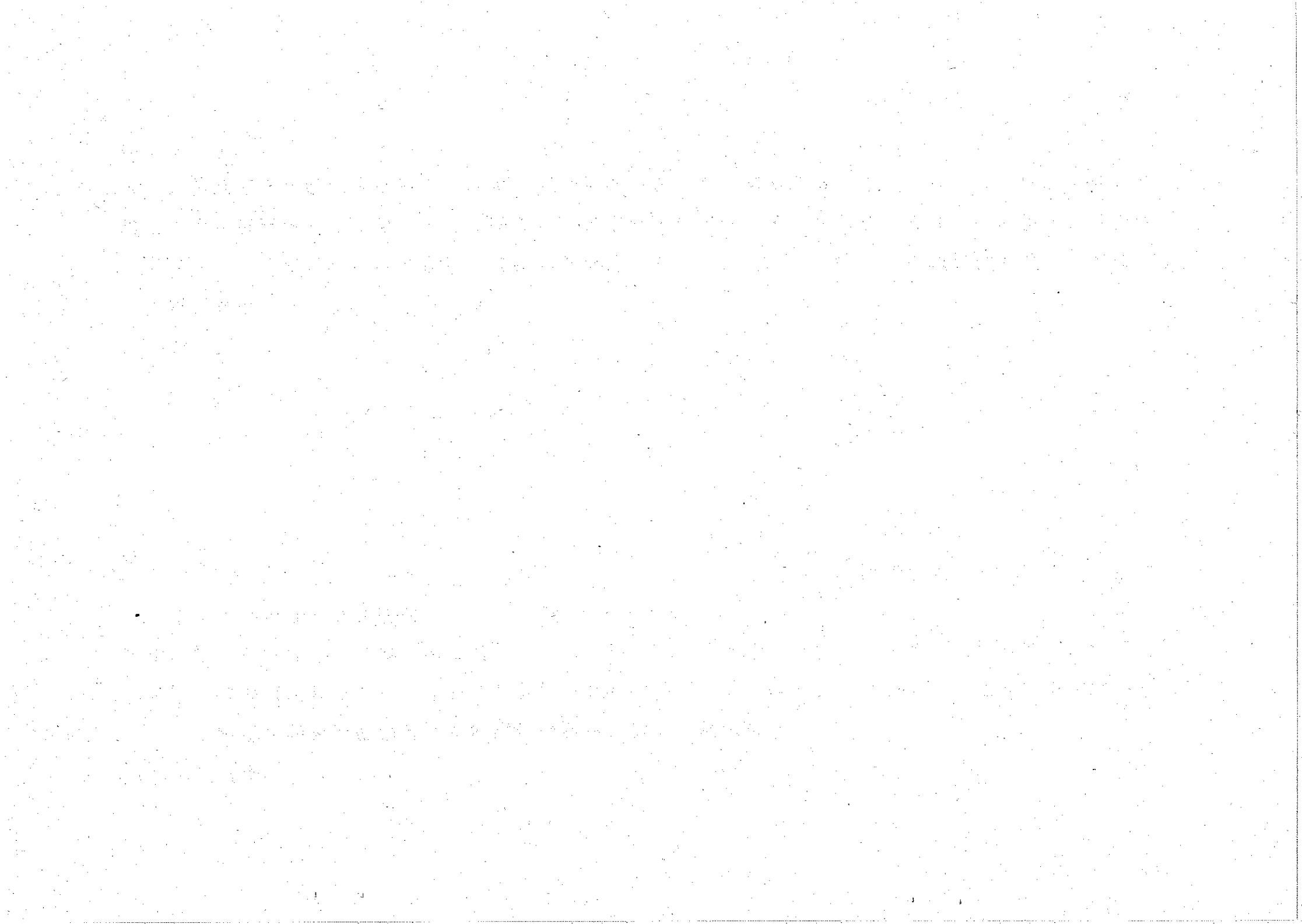
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定により大阪府豊能地区教職員人事協議会を設置するため、別紙規約のとおり豊中市、池田市、豊能町及び能勢町と協議する。

平成 2 3 年 9 月 5 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

大阪府から移譲を受けた人事行政に関する事務の一部を共同して管理し、及び執行するとともに、相互に連絡調整を図るため、大阪府豊能地区教職員人事協議会を設置することについて豊中市、池田市、豊能町及び能勢町と協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により提案するものである。



大阪府豊能地区教職員人事協議会規約

第1章 総則

(協議会の目的)

第1条 この協議会(以下「協議会」という。)は、協議会を設ける市及び町が設置する学校の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に限る。以下「府費負担教職員」という。)の人事行政に関する事務について、その一部を共同して管理し、及び執行するとともに、相互に連絡調整を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、大阪府豊能地区教職員人事協議会とする。

(協議会を設ける市及び町)

第3条 協議会は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町(以下「関係市町」という。)がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 府費負担教職員の採用のための選考に関する事務
 - (2) 府費負担教職員の管理職等の任用に係る選考に関する事務
 - (3) 府費負担教職員の人事交流に関する事務
 - (4) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)に基づく府費負担教職員の初任者研修及び10年経歴者研修に関する事務
 - (5) 府費負担教職員の給与の算定に関する事務
- 2 協議会は、関係市町の教育委員会が行う、府費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒並びに研修に関する事務(前項各号に掲げるものを除く。)の管理及び執行について、連絡調整を図る。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、豊中市役所内に置く。

第2章 協議会の組織
(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員5人をもってこれを組織する。

(会長)

第7条 会長は、協議会の会議において、関係市町の教育委員会の委員長のうちから、これを選任する。

2 会長の任期は、2年とする。

3 会長は、非常勤とする。

- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。
- 5 会長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は会長に職務上の義務違反その他会長たるに適しない非行があると認めるときは、協議会の会議において、任期中においてもこれを解任することができる。
- 6 会長が任期の途中において会長の属する市又は町の教育委員会の委員長でなくなったときは、その後任者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員)

第8条 委員は、関係市町の教育委員会の教育長をもってこれに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員に事故があるとき又は委員が欠けたときは、当該委員の属する市又は町の教育委員会議務局の職員が、当該委員の職務を代理する。

(事務局)

第9条 協議会の担任する事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の属する市又は町の教育委員会議務局の職員のうちから会長が選任する。

4 職員(事務局長を除く。)は、関係市町の教育委員会議務局の職員のうちから、当該職員の属する市又は町の教育委員会の同意を得て会長がこれを選任する。

5 職員の定数及び当該各関係市町別の配分については、協議会の会議においてこれを定める。この場合においては、少なくとも各関係市町1人を配分するものとする。

6 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該職員の属する市又は町の教育委員会の同意を得て、これを解任することができる。

(職員の職務)

第10条 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

2 職員(事務局長を除く。)は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 2人以上の委員から会議の目的たる事項を示して会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめこれ

を委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 協議会の会議は、委員の全員が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、委員の欠席がやむを得ない事情によるものと会長が認め、かつ、当該委員の属する市又は町の教育委員会事務局の職員が当該委員の代理者として出席するときはこの限りでない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事は、委員全員的一致をもって決するものとする。ただし、第7条第1項及び第5項に基づく決定については、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。
(幹事会)

第14条 協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項以外の事項で協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員5人をもってこれを組織する。

3 幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は、規程により定める。

(部会)

第15条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の特定の事務を処理するために必要な部会を設けることができる。

2 部会の議事その他部会の運営に関し必要な事項は、規程により定める。

第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(各関係市町教育委員会の名においてする事務の管理及び執行)

第16条 協議会がその担任する事務を各関係市町教育委員会の名において管理し、及び執行する場合においては、関係市町の教育委員会が協議により定めた市又は町の当該事務に関する条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を各関係市町の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行することができる。

2 前項の協議により定めた市又は町以外の関係市町の教育委員会は、同項の協議による定めがあつたときは、直ちにその旨を公表しなければならない。この場合において、当該条例等について公表を要するものがあるときは、併せてこれを公表するものとする。

3 第1項の条例等が改廃された場合においては、当該市又は町の教育委員会は、その旨を速やかに他の関係市町の教育委員会及び協議会の会長に通知するものとし、他の関係市町の教育委員会は、当該条例等について公表を要するものがあるときは、直ちにこれを公表するものとする。

第5章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第17条 協議会の担任する事務に要する費用は、各関係市町が負担する。

2 前項の規定により各関係市町が負担すべき額は、各関係市町の長が、遅くとも年度開始前までにその協議により決定しなければならない。この場合においては、各関係市町の長は、あらかじめ協議会に、協議会が要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を求めるとする。

3 各関係市町は、前項の規定による負担金を、年度開始後直ちに協議会に交付しなければならない。

（歳入歳出予算）

第18条 協議会の歳入歳出予算は、前条第3項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の担任する事務に要する全ての経費をその歳出とするものとする。

（歳入歳出予算の調製等）

第19条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 第1項の規定により歳入歳出予算が協議会の会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに各関係市町に送付しなければならない。この場合においては、会長は、当該歳入歳出予算の実施計画、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をこれに添えなければならない。

（予算の補正）

第20条 協議会の会長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を関係市町の長に申し出るものとする。

2 関係市町の長は、前項の規定による申出があつた場合においては、直ちに協議を行い、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、第17条第2項の規定による負担金について補正すべき額を決定する。

3 前項の規定により関係市町の長が負担金の額の補正を決定するときは、前3条の規定の例により、これを行うものとする。この場合においては、第17条第2項中「前項の規定により」とあるのは「負担金の額の補正のため」と、「遅くとも年度開始前までに」とあるのは「速やかに」と、同条第3項中「年度開始後直ちに」とあるのは「直ちに」と、前条第1項中「毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に」とあるのは「補正予算を調製し、速やかに」と読み替えるものとする。

（出納及び現金の保管）

第21条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。
(協議会出納員)

第22条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。
(決算等)

第23条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を受けなければならない。

2 前項の規定により決算が協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに各関係市町の長に送付しなければならない。この場合においては、会長は、証書類の写し、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。
(財産の取得、管理及び処分の方法)

第24条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、各関係市町が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、各関係市町が協議して定めた市又は町の当該管理に関する条例等を各関係市町の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合においては、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びにこれらの管理に関しては、前2項の規定にかかわらず、関係市町の長が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれを行うものとする。

(契約)

第25条 協議会の予算の執行に伴う契約で協議会の規程で定めるものについては、会長は、協議会の会議を経なければ、これを締結することができない。

(その他の財務に関する事項)

第26条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

第6章 補則

(事務処理の状況の報告等)

第27条 協議会の会長は、毎会計年度、協議会の管理し、及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を、各関係市町の教育委員会に提出するものとする。

2 会長の属する市又は町の監査委員は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の出納を検査する。この場合においては、当該監査委員は、監査の結果に関する報告を関係市町の長に提出しなければならない。

(各関係市町の教育委員会及び長の監視権)

第28条 各関係市町の教育委員会は、必要があると認めるときは、協議会の管理し、及び執行した事務について報告をさせ、又は実施について事務を視察することができる。

2 各関係市町の長は、必要があると認めるときは、協議会の出納を検閲することができる。
(費用弁償等)

第29条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができるとができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程でこれを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第30条 協議会が解散した場合には、各関係市町の教育委員会がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するとともに、当該決算の写しを各関係市町の長に送付するものとする。

2 前項の決算の写しの送付を受けた各関係市町の長は、同項の規定による決算を各関係市町の監査委員の審査に付し、その意見を付けて各関係市町の議会の認定に付さなければならぬ。

(協議会の規程)

第31条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、その会議を經て、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

2 前項の規程のうち公表を要するものがあるときは、会長は直ちに各関係市町の教育委員会に当該規程を送付し、これを公表することを求めることができる。

1
∞

附 則

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規約の施行後、会長が選任されるまでの間の会長の職務については、豊中市教育委員会が設けられたものとする。

3 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第19条第1項中「年度開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

第86号議案

平成23年度箕面市一般会計補正予算(第5号)

平成23年度箕面市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ835,554千円を追加し、歳入歳出それぞれ39,647,683千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年9月5日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 国庫支出金	4 国庫交付金	5,852,666	284,352	6,137,018
		327,060	284,352	611,412
18 繰入金	1 基金繰入金	374,767	275,000	649,767
		374,767	275,000	649,767
19 繰越金	1 繰越金	86,390	18,990	105,380
		86,390	18,990	105,380
21 市債	1 市債	2,193,200	257,212	2,450,412
		2,193,200	257,212	2,450,412
歳入合計		38,812,129	835,554	39,647,683

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費	1 総務管理費	4,634,665	717,829	5,352,494
		3,838,407	717,829	4,556,236
10 教育費	5 社会教育費	6,512,454	117,725	6,630,179
		1,250,159	117,725	1,367,884
歳出合計		38,812,129	835,554	39,647,683

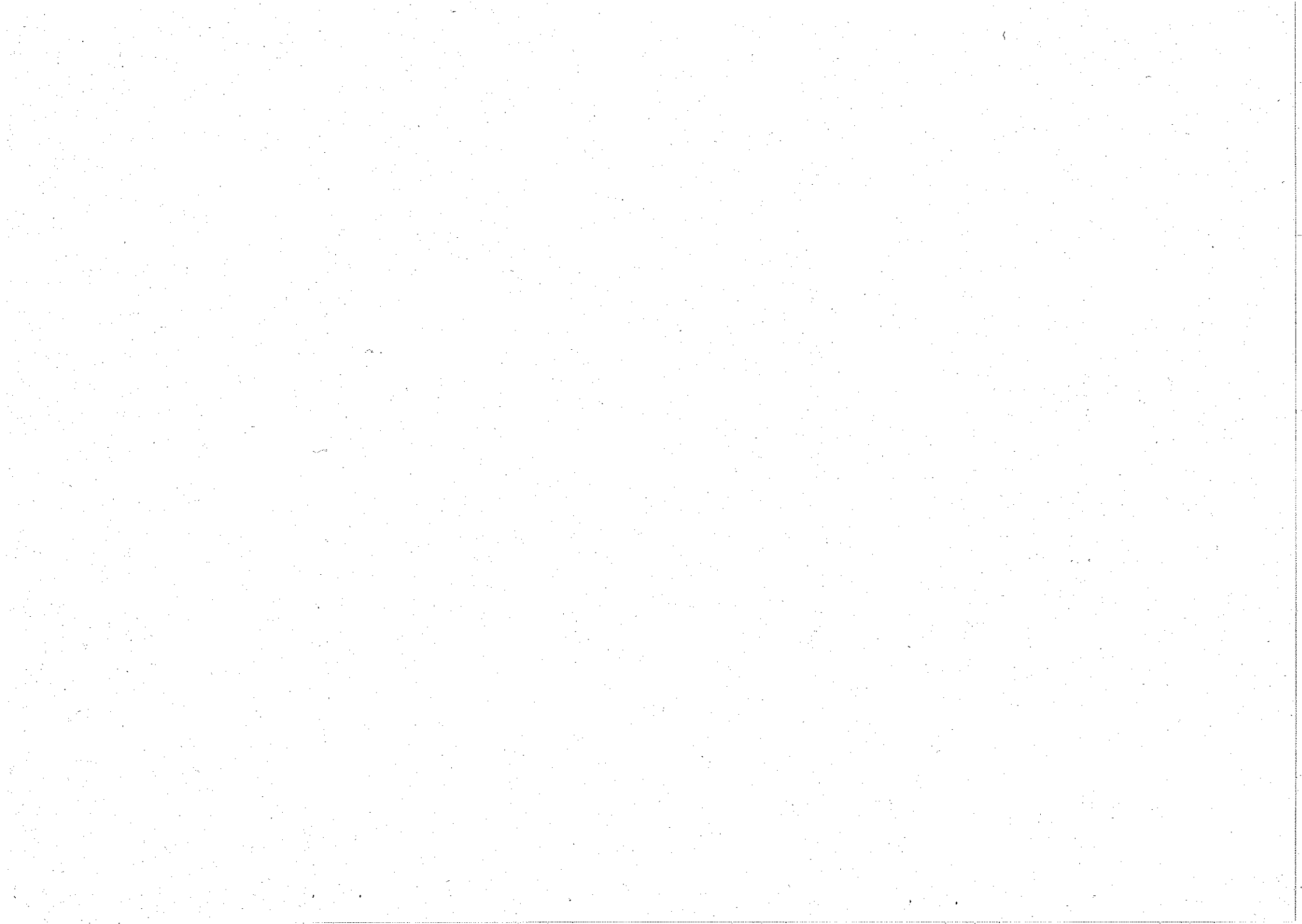
第 2 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				その他							
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法								
臨時策 政債 対	補正前	千円 1,350,000	普通貸借 行 普又証券 発行	%以内 (注)4	政 の 府 他	年 以 内 25	年 以 内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に 応じ 繰上償還 する こと が 可 能 な こ と が あ る。							
										補正	同上	同上	同上	同上		
										補正後	同上	同上	同上	同上		
東 設 業 原 施 事 野 共 備 小 公 整	補正前	40,000	普通貸借 行 普又証券 発行	(注)4	政 の 府 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に 応じ 繰上償還 する こと が 可 能 な こ と が あ る。							
										補正	同上	同上	同上	同上		
										補正後	同上	同上	同上	同上		
西 設 業 原 施 事 野 共 備 小 公 整	補正前	67,000	普通貸借 行 普又証券 発行	(注)4	政 の 府 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に 応じ 繰上償還 する こと が 可 能 な こ と が あ る。							
										補正	同上	同上	同上	同上		
										補正後	同上	同上	同上	同上		
合 計	補正前	1,350,000	/	/	/	/	/	/	/							
										補正	257,212	/	/	/	/	/
										補正後	1,607,212	/	/	/	/	/

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成 23 年度
(2011年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 5 号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	21,878,000	0	21,878,000
2 地 方 議 与 税	252,000	0	252,000
3 利 子 割 交 付 金	140,000	0	140,000
4 配 当 割 交 付 金	45,000	0	45,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	26,000	0	26,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,080,000	0	1,080,000
7 エ ン ー ジ ン 車 場 利 用 税 交 付 金	1,000	0	1,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	90,000	0	90,000
9 地 方 特 例 交 付 金	321,970	0	321,970
10 地 方 交 付 税	871,481	0	871,481
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	578,612	0	578,612
13 使 用 料 及 び 手 数 料	611,861	0	611,861
14 国 庫 支 出 金	5,852,666	284,352	6,137,018
15 府 支 出 金	2,730,751	0	2,730,751
16 財 産 収 入 金	100,033	0	100,033
17 寄 附 金	3,321	0	3,321
18 繰 入 金	374,767	275,000	649,767
19 繰 越 金	86,390	18,990	105,380
20 諸 収 入	1,550,077	0	1,550,077
21 市 債	2,193,200	257,212	2,450,412
歳 入 合 計	38,812,129	835,554	39,647,683

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	千円 526,021	千円 0	千円 526,021
2 総務費	4,634,665	717,829	5,352,494
3 民生費	14,977,567	0	14,977,567
4 衛生費	4,009,617	0	4,009,617
5 労働費	126,168	0	126,168
6 農林水産業費	169,434	0	169,434
7 商工費	469,487	0	469,487
8 土木費	2,908,749	0	2,908,749
9 消防費	1,213,974	0	1,213,974
10 教育費	6,512,454	117,725	6,630,179
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,079,102	0	3,079,102
13 諸支出金	114,891	0	114,891
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	38,812,129	835,554	39,647,683

補正額の財源内訳				
特	定	財源		一般財源
国府支出金	地方債	その他		
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
284,352	107,000	180,000		146,477
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	95,000		22,725
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		0
284,352	107,000	275,000		169,202

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
14	国庫支出金	5,852,666	284,352	6,137,018
	4 国庫交付金	327,060	284,352	611,412
	1 総務費国庫交付金	89,614	284,352	373,966
18	繰入金	374,767	275,000	649,767
	1 基金繰入金	374,767	275,000	649,767
	9 文化施設整備基金繰入金	0	275,000	275,000
19	繰越金	86,390	18,990	105,380
	1 繰越金	86,390	18,990	105,380
	1 前年度繰越金	86,390	18,990	105,380
21	市債	2,193,200	257,212	2,450,412
	1 市債	2,193,200	257,212	2,450,412
	1 臨時財政対策債	1,350,000	150,212	1,500,212
	3 総務債	0	107,000	107,000

節		説明	
区分	金額 千円		
			千円
1 総務管理費 交付金	284,352	3 社会資本整備総合交付金 補正後 373,966,000円—補正前	89,614,000円 284,352
1 文化施設整備 基金繰入金	275,000	1 文化施設整備基金繰入金	275,000
1 前年度繰越金	18,990	1 前年度繰越金 補正後 105,380,000円—補正前	86,390,000円 18,990
1 臨時財政 対策債	150,212	1 臨時財政対策債 補正後 1,500,212,000円—補正前	1,350,000,000円 150,212
1 総務管理 債	107,000	1 小野原東公共施設整備事業債 2 小野原西公共施設整備事業債	40,000 67,000

(款) 21 市債
(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目	千円	千円	千円	千円	
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	3,838,407	717,829	4,556,236	国庫支出金 繰入金 市債 一般財源	284,352 180,000 107,000 146,477
	16 防 災 対 策 費	14,919	44,639	59,558	一般財源	44,639
	29 小 野 原 東 公共施設整備費	5,110	174,137	179,247	国庫支出金 市債 一般財源	79,917 40,000 54,220
	30 小 野 原 西 公共施設整備費	12,213	499,053	511,266	国庫支出金 繰入金 市債 一般財源	204,435 180,000 67,000 47,618
10 教 育 費		6,512,454	117,725	6,630,179	繰入金 一般財源	95,000 22,725

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
11 需用費	20,546	51 防災啓発事業【市民安全政策課】	4,584
		11 需用費	3,221
		4 印刷製本費	3,221
13 委託料	1,363	防災マップ他	3,221
		13 委託料	1,363
		1 委託料	1,363
		防災マップ等配布委託	1,121
		防災マップデータ修正委託	242
18 備品購入費	22,730	54 防災資機材整備事業【市民安全政策課】	38,182
		11 需用費	17,325
		1 消耗品費	17,325
		18 備品購入費	20,857
		1 庁用器具費	20,857
		防災資機材	20,857
13 委託料	544	57 緊急放送設備整備事業【市民安全政策課】	1,873
		18 備品購入費	1,873
		1 庁用器具費	1,873
		緊急地震速報システム機器	1,873
17 公有財産費	173,593	50 小野原東多世代地域交流センター整備事業【商工観光課】	174,137
		13 委託料	544
		1 委託料	544
		不動産鑑定委託	544
		17 公有財産購入費	173,593
		1 土地購入費	173,593
		施設整備用地	173,593
13 委託料	7,932	50 小野原西多文化交流センター整備事業【人権国際課】	499,053
		13 委託料	7,932
		1 委託料	7,932
		実施設計委託	6,558
		不動産鑑定委託	1,374
17 公有財産費	491,121	17 公有財産購入費	491,121
		1 土地購入費	491,121
		施設整備用地	491,121

(款) 10 教育費
(項)

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						千円	千円
10	5	社会教育費	1,250,159	117,725	1,367,884	繰入金 一般財源	95,000 22,725
		3 図書館費	85,501	117,725	203,226	繰入金 一般財源	95,000 22,725

節		金額	説明
区分		千円	
11 需用費	1,176	117,725	52 知の地域拠点整備事業【知の地域づくり担当】
		1,176	11 需用費
		1,176	6 修繕料
			図書館設備修繕
12 役務費	83	1,176	12 役務費
		83	3 手教科料
13 委託料	49,862	49,862	13 委託料
		49,862	1 委託料
			ICタグシステム導入委託他
18 備品購入費	66,604	66,604	18 備品購入費
		63,604	1 庁用器具費
			ICタグ機器他
		3,000	4 図書購入費

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	補正 区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	11,948,694	13,001,630	843,200	1,548,413	12,296,417
	補正			107,000		107,000
	補正後	11,948,694	13,001,630	950,200	1,548,413	12,403,417
(1) 社会福祉・厚生文化	補正前	2,788,201	2,412,404		364,139	2,048,265
	補正			40,000		40,000
	補正後	2,788,201	2,412,404	40,000	364,139	2,088,265
(12) その他	補正前	4,789,595	4,185,898		762,094	3,423,804
	補正			67,000		67,000
	補正後	4,789,595	4,185,898	67,000	762,094	3,490,804
2 その他	補正前	14,921,568	15,547,259	1,350,000	1,014,899	15,882,360
	補正			150,212		150,212
	補正後	14,921,568	15,547,259	1,500,212	1,014,899	16,032,572
(2) 臨時財政対策債	補正前	11,130,033	12,208,132	1,350,000	557,100	13,001,032
	補正			150,212		150,212
	補正後	11,130,033	12,208,132	1,500,212	557,100	13,151,244
合計	補正前	26,870,262	28,548,889	2,193,200	2,563,312	28,178,777
	補正			257,212		257,212
	補正後	26,870,262	28,548,889	2,450,412	2,563,312	28,435,989



